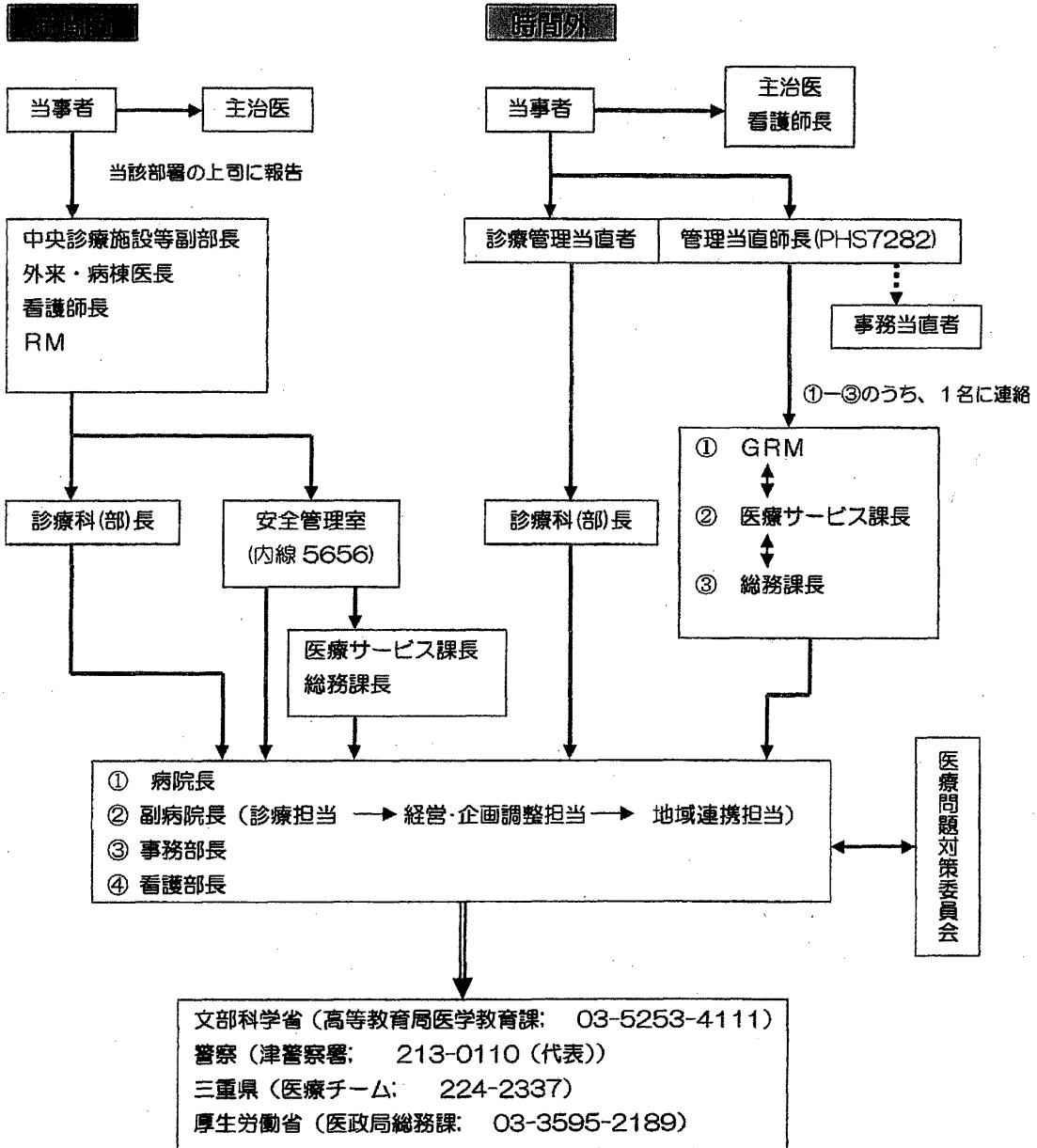


重大インシデント発生時の連絡体制

重大インシデントが発生した場合は患者様への対応を最優先し、下記の連絡体制により、口頭で直ちに報告すること。ヒヤリ・ハットレポートは現場が落ち着いてからの提出でよい。



外部への連絡・報告については次項参照のこと。

事務当直への連絡内容は管理当直師長日誌の記載事項とする。

## 三重大学医学部附属病院医療の質・倫理検討委員会規程

## (設置)

第1条 三重大学医学部附属病院に、三重大学医学部附属病院医療の質・倫理検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 死亡例及び重症合併症例の検討等診療の質に関する事。
- 二 先端医療、終末期医療及び治療拒否における倫理的問題に関する事。
- 三 移植医療における倫理的問題に関する事。
- 四 その他診療における倫理的問題に関する事。

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 病院長
  - 二 副病院長
  - 三 病理部長
  - 四 薬剤部長
  - 五 看護部長
  - 六 副看護部長 1名
  - 七 診療科（精神科神経科を除く。）の常勤医師 2名
  - 八 精神科神経科及び臨床麻酔部の常勤医師 各1名
  - 九 安全管理部のゼネラルリスクマネージャー
  - 十 医療福祉支援センターの医療ソーシャルワーカー
  - 十一 三重大学大学院医学系研究科・医学部研究倫理委員会附属病院部会部会長
  - 十二 事務部長
  - 十三 医療サービス課長
  - 十四 倫理・法律分野の有識者 若干名
  - 十五 その他委員会が必要と認めた者
- 2 前項第14号の委員は、学外者又は三重大学大学院医学系研究科、医学部及び医学部附属病院以外の部局に属する者とする。
- 3 第1項第7号、第8号、第14号及び第15号の委員は、病院長が任命又は委嘱する。

## (任期)

第4条 前条第1項第7号、第8号、第14号及び第15号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長及び開催)

第5条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 4 委員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に委員会を招集することができる。

## (申請手続)

第6条 第2条各2号から第4号に掲げる事項の審査を希望する者（以下「申請者」という。）は、倫理審査申請書（別紙様式第1）に必要事項を記入し、関係書類を添えて、所属の診療科長又は中央診療施設等の部長（以下「所属長」という。）を経て病院長に提出しなければならない。

## (会議)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。ただし、特に重要な事項については、3分の2以上の出席を必要とする。

- 2 委員会の議事は、出席委員全員の合意によるものとする。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、委員が審査対象となる事項の申請者又は所属長であるときは、当該事項に係る審査に参加することができない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席をさせ、意見又は説明を聴くことができる。

(審査結果の通知)

第9条 病院長は審査結果を審査結果通知書(別紙様式第2)により申請者に通知するものとする。

(実施状況の報告)

第10条 申請者は、前条の通知に基づき実施した内容について、実施状況報告書(別紙様式3)により所属長を経て病院長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、医療サービス課において処理する。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年10月4日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命又は委嘱される第3条第1項第7号、第13号及び第14号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月2日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 この規程施行の際現に改正前の第3条第1項第7号の委員である者は、この規程の第3条第1項第7号及び第8号の委員とみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、従前の残任期間とする。